

全国文字通訳研究会 第2回関東地区例会

テーマ:文字通訳養成のあり方～地域で養成するための問題は?～

講演録

2013年8月31日(土)13:00～16:30
東京都障害者福祉会館 2階教室

目次

■開会(長谷川洋 理事長)	1
■開会挨拶(戸田良江 実行委員長)	1
■趣旨説明(長谷川洋 理事長)	1
■ミニ講演 1 安田芳正氏(神奈川県聴覚障害者福祉センター施設事業課長)	3
■ミニ講演 2 丸山幸美氏(埼玉県要約筆記者)	8
■ミニ講演 3 長田恵氏(要約筆記者)	13
■閉会の挨拶(森芳江 副実行委員長)	16

■開会(長谷川洋 理事長)

こんにちは。暑い中、たくさんの方にお集まりいただきありがとうございます。全国文字通訳研究会、第2回目の関東地区例会です。

昨年の夏も開きました。そのときは、なぜ聴覚障害者は文字通訳に対して注文を出さないのかというテーマでした。

今年の場合は少しテーマを変えました。2年前に厚生労働省から新しいカリキュラムが出ました。また今年から、障害者総合支援法がスタートしました。いろいろ問題が出てきました。そういうことと関係して文字通訳の養成のあり方がどういうふうになっていくか、そのへんを話し合いたいと企画しました。

幸い関東地区の3つの県から養成に詳しい方3人に来ていただき、話を聞くことができます。ぜひ、皆さんも自分の地域と比べて、どういう違いがあるか、どういう工夫がされているかなど聞いていただきたいと思います。

最初に、実行委員長の戸田さんから挨拶をお願いします。

■開会挨拶(戸田良江 実行委員長)

皆さん、こんにちは。今、紹介いただきました戸田と申します。関東地区の例会にお忙しい中、多くの方がこうしてお集まりくださってありがとうございます。

夏の暑い季節に語り合おうという言葉で、例会の2回目です。今回のテーマ、「要約筆記者の養成について」は様々な問題を語り合い、有意義な時間を過ごしていただきたいと心から願っております。

■趣旨説明(長谷川洋 理事長)

今日の企画の趣旨説明をします。

この2年間にいろいろな動きがあったのですが、その前の2006年、障害者自立支援法がスタートしました。一つは聴覚障害者への情報保障として「要約筆記」が手話通訳と同じ位置づけとなりました。

名前については二つ。「要約筆記者」という名前と「要約筆記奉仕員」という名前が出てきますが、この時点では「要約筆記者」として認定された人は居らず、「要約筆記奉仕員」だけでした。あわせて派遣が市町村の仕事になる。前は県、市と両方ありましたが、県をなくし市町村の仕事になった。

2年前に新しい厚生労働省のカリキュラムが出ました。どういう特徴があるかという、一つは講習会の時間が長くなった。必修が、講義と実習を合わせて74時間。更に選択必修があつて、それが10時間。合わせて84時間になった。

もう一つは、日本のほとんどの地域で行われているのは連係入力だと思いますが、このカリキュラムでは一人入力が中心になっているという特徴があります。

三番目は講義、いわゆる座学が多くて実技が少ない。必修では講義が44時間ありますが、実技は30時間しかない。選択必修は実技が多いんですが、この中から10時間選べばいいですから、講義だけ選べば、実技が少なくなってしまう。

今年の4月から障害者総合支援法がスタートしたのですが、その中で、今までと大きく変わったことがあります。今までは手話奉仕員も要約筆記奉仕員も市町村で養成できました。ところが要約筆記者の派遣は、市町村の仕事として残ったにもかかわらず、要約筆記奉仕員の養成は、市町村での必須事業から外れてしまいました。

市町村での養成がなくなると、どういう影響が出てくるか？

手話通訳の場合であれば、まず市町村で手話奉仕員を育てる。ある程度レベルが上がった人が、今度は県の手話通訳者の講習会を受けて、そこで磨きをかけて、試験に合格すれば手話通訳者になり、市町村の派遣を担うことができるようになる。ところが、要約筆記の場合は市町村で育てることをしないで、いきなり、県で要約筆記者を育てなさいということになる。

今、市町村でも受講生を集めるのに苦労している。それでもいろんな人間的なつながりみたいなものを通して人を集めて要約筆記奉仕員を育てている。しかし、それをやめてしまって、いきなり県でそういう人を発掘して、養成をして育てることができるか？ 手話の場合と同じように、草の根的に手話を学ぶ人がいて、それが県の講習会に行って通訳者になるという、ピラミッド型の養成が、要約筆記ではなくなってしまう。

厚生労働省からの通達にどう書いてあるかという、養成は専門性が高いので県が行います。ただ、今まで養成をやっている市町村はやっても「差し支えない」。準備が整うまでは要約筆記奉仕員の養成を行うことを「妨げません」とある。

これはどういうことかという、「止めて下さい」というのと同じです。理由は、必須事業であれば、国と県から事業費の4分の3の助成金が出ます。ところが、「差し支えない」とか「妨げない」というのは、市町村がやる義務はなく、独自の事業になりますから、助成金は出ません。そうなると市町村はお金がないので止めてしまいます。

こういう形で要約筆記者の養成というのが、だんだん難しくなっていく心配があります。

先日、中途失聴難聴協会の関係者に聞いたことがあるのですが、かまわないじゃないかと。東京には派遣センターがあるからそこから派遣してもらえばいいし、東京の場合はサークルがいくつもあるので、そこへ頼むこともできるし、大丈夫ではないですかと。派遣は市町村の必須事業となっているのに、その事業が維持できなくなることへの危機感がほとんどないのですね。本当にそれでいいのでしょうか？

今日はこういう問題に関して、関東の3つの県の方からいろいろお話を伺って、問題点は何かを確認して、その解決への方法を一緒に考えていきたい。神奈川、埼玉、栃木の方から、いろいろなお話を伺えると思いますので、期待してください。

■ミニ講演 1 安田芳正氏(神奈川県聴覚障害者福祉センター施設事業課長)

皆さん、こんにちは。神奈川県聴覚障害者福祉センターの安田と申します。よろしくお願いいたします。

私どもの施設は、聴覚障害者情報提供施設で指定管理の事業として神奈川県から要約筆記の養成事業と、団体に対する派遣事業の委託を受けています。今日は要約筆記の養成の様子につきましてお話しさせていただきます。

神奈川県の養成の歴史——

まず要約筆記の養成の歴史について少しお話しします。

私どものセンターができたのは、昭和 55 年、神奈川県ろうあセンターという名前で開所しました。このときに既に要約筆記者のボランティア養成をやったという記録はあります。その後、回数は 5 回であったり 10 回になったり、もしくは入門コースや基礎コースができるなどして変わってきました。

平成 7 年になってようやく入門、基礎、応用という 3 つのコースを整備しまして全部で 60 時間の養成をする体系を組むことができました。

平成 15 年になりますと当時の厚生省から要約筆記奉仕員の講習カリキュラムが出て、それに準拠した講習会を開催する形になりました。このときからパソコン要約筆記の養成を始めています。

時間は厚生労働省のカリキュラム導入前は 60 時間でしたが、導入後は 52 時間に減っています。実はこれとは別に 8 時間分の研修を組みまして 60 時間を確保する方式をとりました。

平成 25 年、今年から厚生労働省の要約筆記者養成カリキュラムに基づいた講習会を開催する形に今、なってきました。

利用者の要望に応える養成——

次に要約筆記者養成の考え方をお話しします。

要約筆記者というのは聴覚障害者の方への情報保障者という考え方を持っています。情報保障者というのは利用者のニーズに合わせた情報保障をできるだけできる。利用者の求めるものに対して、それに合った情報を保障していくというのが情報保障者だと考えております。

ですから情報保障者というのは聴覚障害者が健聴者と同様の情報を得るための支援をする立場にある、そういう形の人たちを養成しているという考え方を持っています。

現実問題として、通常の人たちが話をしたり会議があったり講演したりといったとき文字化をしても、すべてをするのは基本的に無理があります。ですから当然、要約をしなければならないということにもなるわけです。ただ、できるだけ情報を文字化することを基本にしていますが、正確で迅速な情報保障となるとどうしても要約、もしくはそれ以外の技術を使って情報を伝えていくことになります。

私どもは団体派遣をやっていますが、実際の派遣現場では手書き要約筆記の場合には二人書きという方法を用いることが多いです。パソコン要約筆記については連係入力という方法を用いることが多い。この 2 つの方法は今、神奈川の中では利用者の中からの支持を得ています。難聴者協会をはじめとして要望が強い。逆に言うとそれに対応できる要約筆記者を養成しなければならない。講習会や技術試験にもそういったことを盛り込まなければいけないということになります。

当事者団体らと合同の検討会・委員会発足——

厚生労働省から要約筆記者の養成カリキュラムの通知が平成 23 年 3 月に出了ましたが、これが出たとき、どうしようかという話になりました。そこで考えたのが「要約筆記者養成カリキュラム検討会」です。当事者団体である神奈川県中途失聴・難聴者協会、情報保障者らの団体である神奈川県要約筆記協会、それから養成を行う神奈川県聴覚障害者福祉センター、この三者で集まって「要約筆記者養成カリキュラム検討会」というものを始めました。これ以前にも、もちろん要約筆記の講習会については三者で協議をしていましたが、これだけ詳しく協議したのは、これが初めてではないかと思えます。

平成 23 年 5 月から 9 回にわたり検討会を重ねました。協議内容は、養成講習会については講師、カリキュラム、募集、日程・時期はどうしたらいいのか。認定試験については水準、方法、合否の判定はどうしたらいいのかなど。また、現任者への補習講習のカリキュラムについてはどういった内容でどういう対象でやればいいのかなどを話し合っています。カリキュラムの通達と同じ頃に始まった指導者養成研修についても、誰が行くのかといったことも話し合いました。

この検討会はすぐに終わるわけにはいきません。これから講習会も続きますし、当然、試験制度も始まりますのでそれも継続していきます。そこで、きちんとした形を整えようということで平成 24 年 4 月、「神奈川県要約筆記者養成委員会」を立ち上げました。正式な要綱をつくりきちんとした予算化をし、実施しています。

委員は神奈川県中途失聴・難聴者協会、神奈川県要約筆記協会、それから、神奈川県聴覚障害者総合福祉協会。これは私どもの指定管理を受けている法人です。そして養成機関である私どもが事務局の立場になって話し合いを進めています。今、講習会や試験の中身等について協議が進んでいるところです。

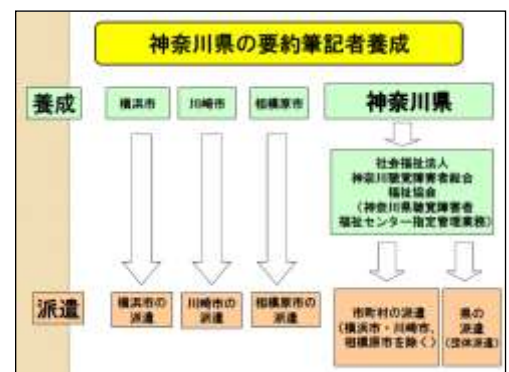
同時に現任者の要約筆記者への切り替えも実施しなければなりません。まず、平成 24 年 5 月、要約筆記者の養成カリキュラムに基づいた補習講習を開始しました。7 月には修了者に対して神奈川県要約筆記者認定試験を初めて実施しました。

このときもいろんな論議がありました。例えば技術的なものはどうなのかと。ただ、現任の要約筆記者は既に派遣現場に出ていて活動し、情報保障を担っている。だからこの人たちは技術的には保障されているのではないか。そこで新しいカリキュラムで重視されている講義的な部分を中心にしたらどうかということで認定試験は学科の試験だけになっています。

厚生労働省カリキュラム導入後の変化——

神奈川県の要約筆記者の養成は他のところとは少し違います。神奈川県の中には横浜市、川崎市、相模原市という 3 つの政令市があります。この 3 つの市はそれぞれ養成と派遣を担っています。私どもが養成している人たちは県の団体派遣を担うと同時に、政令市以外の市町村の派遣制度を担うことになります。

要約筆記者の養成講習会が始まるに当たりいろいろ検討をしました。目的が変わったからです。それまでは団体派遣を主に担う人を養成するのが目的でした。ところが今度は市町村の派遣を担う人たちも養成しなければいけなくなりました。今まで講習会にはノートテイクはありましたが時間数は少なかったもので、そこは強化しないとイケないということになりました。



もう一つ課題がありました。地域からの受け入れということです。今までは奉仕員カリキュラムの場合は、基礎コースを前期と後期に分けて後期から地域の講習会の修了者を受け入れていました。ところが今度は養成コースが1本になってしまいました。

そこでどうしようかと協議しました。1本の形にすると地域での養成者が入れなくなる。そうすると地域的な格差が生じる可能性がある。ですから地域で養成があったら、その人たちがこの講習会に入れる仕組みを作ろうということで話し合いをしました。ある程度の回数のところから地域の講習会修了者を受け入れるという形にしました。

ただ、今までの奉仕員と違って、要約筆記者というのは手話通訳者と同等の資格になります。地域の講習を修了したことをきちんと証明したものを持ってきてもらい、それを認めた上で入ってもらうという形を考えました。

具体的に時間数はこのようになります(図)。

「必修」は共通講義と、手書き、パソコンのクラス別講義、それから実技となっています。

「選択必修」は、二人書きと連係入力という方法を派遣に用いているわけですから当然そこを選んでカリキュラムの中に組み込んでいます。

共通科目はこのようになります(図)。

新しく入った科目もいくつかありましたので、そういうものを組み込んでいます。

これを見ると少ないのではないかとと思われるのではないかと思います。それはクラス別のカリキュラムが多いからです。(図)。

厚生労働省のカリキュラムでは「チームワーク」と「ノートテイク」がクラス別講義になっていますが、それ以外は全部共通の講義になっています。

ですが、これも話し合いの中で、手書きとパソコンはやはり技術的なもの、中身的にも違いがあるのだからきちんとその辺りを学習できるようにクラス別の講義にして時間数を多くしました。

実技については、あまり変わりはありません。実はいろいろ協議した中で、今までやっていた実技の時間数と新しいカリキュラムの時間数はそんなに変わりません。技術的な部分は今までの講習をそのまま踏襲する形で、内容を少し組み替えて実施をしています。

区 分		回数	時間数
必修	講義	共通講義	14 28
		クラス別講義	手書き 8 16 パソコン 8 16
	実技	クラス別実技	手書き 15 30 パソコン 15 30
		選択必修	講義
実技	クラス別実技	手書き 4 8 パソコン 4 8	

選択必修は、「二人書き及び連係入力Ⅰ」「二人書き及び連係入力Ⅱ」及び「演習」を選択

共通講義科目名	時間数
聴覚障害の基礎知識	4
要約筆記の基礎知識Ⅰ	4
日本語の基礎知識	4
話しことばの基礎知識	2
社会福祉の基礎知識Ⅰ	6
伝達の学習Ⅰ	2
対人援助Ⅰ	4
要約筆記のありかたⅠ	2
計	28

クラス別講義科目名	時間数
要約筆記の基礎知識Ⅱ	4
話しことばの基礎知識	2
チームワークⅠ	4
ノートテイクⅠ	4
要約の学習Ⅰ	2
二人書き及び連係入力Ⅰ	2
計	18

クラス別実技科目名	時間数
要約筆記の実習	12
要約の学習Ⅱ	2
伝達の学習Ⅱ	2
チームワークⅡ	6
ノートテイクⅡ	8
二人書き及び連係入力Ⅱ	6
演習	2
計	38

次に問題になったのは試験でした。

平成 15 年度から奉仕員養成カリキュラムを導入したことにより、私どものところでも何か評価していかないといけないのではないかという論議はありました。ただ、それをどういう形にするかは整理がつきませんでした。それを少し整理して平成 18 年度から、講習会の修了者を対象に習得度合いを見る「習得度確認」というものを始めました。これは「試験」とは呼んでいません。あくまでも講習会の習得度を見るもの。この修了者はどういった知識をきちんと把握しているか。技術的にどのへんが十分で、どのへんがまだ不足しているかといったものを整理して、個々の方に通知して個人個人の学習目標をもってもらおうということで始めました。内容は、知識を問う学制的なものと技術です。技術は個人の場合、チームの場合の実技について実施していました。結果を個別に出すことによって、もう少しこういったことを勉強しよう、もっと積極的にしていこうということがわかるようにしていました。

厚生労働省の新しい「要約筆記者養成カリキュラム」導入により、試験というのが出てきました。そこで、今までやってきた習得度確認を応用して試験を行えばいいということで、独自の試験を実施することにしました。

実際には平成 24 年度、25 年度には現任者への認定試験を実施して、今年度(平成 25 年度)は講習会修了者の試験を実施する予定です。この講習会修了者には実技の試験も実施します。

神奈川県要約筆記者認定について、手話通訳者は知事名での認定をもらえていましたが要約筆記者にはなかった。講習会の修了証しかなかったのです。この試験に合格することによって知事名での認定証を出すことが可能になりました。

利用者ニーズに合わせた要約筆記

神奈川県の要約筆記者というのは聴覚障害者の情報保障者だと考えています。ですから要約筆記者が発信した情報の要否を判断するのは、あくまでも利用者です。利用者がどういう判断をするかというふうに考えています。ですから要約筆記者には、利用者のニーズや要望にできるだけ応えることが必要になります。そうした情報の発信方法にしても、量的な問題にしても、その都度変更していく臨機応変さというものが必要になります。

実際の派遣現場では全文入力とか全文筆記という派遣を行うことが、まれにあります。これは利用者からの要望です。それに合わせて対応をすることがあります。

ただ、これはある程度、条件が整わなければなりません。主催者や、その会議等への参加者が協力しないとできません。この派遣だけは要約筆記者が「ちょっと待て」という「ストップ権」を活用できる環境があります。利用者も要約筆記を見ながら、確認しながら進めていける環境がある。だからできるんです。

私が今、話しているくらいの速さで話をしてしまったら、多分それはできない。当然、要約などを用いた通常の要約筆記となります。それを今、通常の派遣として行っています。

要約筆記は、利用者の要望にできるだけ沿って情報を発信することが必要になります。それに応えられる要約筆記者の養成が重要になってくると考えています。

短いですが、私の話は以上で終わらせていただきます。

【安田氏に質疑応答】

長谷川／神奈川の場合は、手書きは二人書き、パソコンは連係入力ということでしたが、新しいカリキュラムに沿った講習会では中心になるのは連係入力ですか？ 一人入力ですか？

安田／パソコン要約筆記の場合はやはり連係入力になります。ただ、連係入力をいきなりやることはできません。ですから一人入力の段階から始めて連係入力につなげていくというカリキュラムになっています。連係入力を、実際には結構時間をとってやっています。

二人ずつでチームを組んで交代しながら進めていくことになるんですが、そういった連係、補助を含めてチームで情報を保障していくことを最終的な目標として養成をしているということになります。

会場／「全文入力派遣」という言葉や「ストップ権」という言葉が出てきましたが、もう少し具体的に説明していただけますか？

安田／利用者の方からの要望で「全文を書いてほしい」、「全文を入力してほしい」という要望があったのです。私ども派遣元としては、ちょっと待ってくれと。通常のやり方ではそれはできないと。それをするためには話す人の話し方なり、内容がどこまで入力されているか、どこまで書いているか確認しながら進めてもらわないと難しいという話をしました。ただ、やはり普通に話してしまうことはあります。そうすると要約筆記者はついていけません。そういったときに「ちょっと待ってください」と要約筆記者の側から発言者や主催者に提起することができるという形をとることがあります。それを派遣依頼の方が認めているんです。それで、この方法が成り立っているということになります。通常の派遣の場合には、こういうことはまずありません。ただ、そういう特別な場合として、要約筆記者が入力できない、書けない、ちょっと待ってほしいと言える環境も一部では存在しているということになります。

会場／派遣を依頼するときに通常の派遣じゃなくて全文入力派遣だと指定するんですか？

派遣を依頼した方は、本当に全文なのかどうか、わからないですよ？ 全文入力してもらっているのか、要約されてるのか、我々、難聴者はわからない。それはどう確認するんですか？

安田／結局、その現場で話された方が、そのとおりに出ているかどうかを確認するしかないんです。それを確認するのは話し手です。話し手が自分で話したことが、どういうふうに出てるか、どのように書かれているかを確認しながらいくしか方法はありません。

■ミニ講演 2 丸山幸美氏(埼玉県要約筆記者)

(注:丸山氏は「連携入力」という表記を使っていますのでこの章ではそのまま掲載しました)

埼玉県からまいりました丸山幸美(ゆきみ)と申します。こんにちは。まず、自己紹介を簡単にさせていただきます。住んでいるところは埼玉県川越市です。これは後の話にも関わりますが、中核市になっています。

要約筆記とか文字通訳とかというものに関わり始めたのは平成 15 年度です。その前に川越市のボランティアの要約筆記の講習会を受講し、平成 13 年度あたりからボランティアとしての活動を始めていました。現在は埼玉県の登録者という立場で活動していますが、それは平成 16 年度からになります。その当時はまだ要約筆記奉仕員という形でしたが、今年度(平成 25 年度)からは要約筆記者という形で活動をしています。また、平成 19 年度から市町村の関係で、また平成 20 年度辺りからは埼玉県の養成講習会などで指導もさせていただいています。

埼玉県の養成・派遣事業の流れ——

では、埼玉県の要約筆記の派遣事業と養成についてお話しします。

最初に県主催の形で、奉仕員の養成講習会が開催されたのが、昭和 60 年です。そこから講習会が行われているのですが、1988 年当時、派遣事業はまだ手書きのみでした。しかも派遣範囲も狭くて、教育関係か何かだけぐらいだったかと思います。当時は私自身も登録者でもなく、要約筆記とのかかわりもありませんでした。

そして 1997 年、全 26 回の県主催で奉仕員養成講習会が開かれています。旧厚生省のカリキュラムが出る前ですから 26 回、つまり 52 時間の講習会を行っていました。

2000 年になると「要約筆記奉仕員個人派遣事業」が始まりました。まだこの当時は手書きだけで、小・中学校の懇談会、しかも聴覚障害本人から依頼があったものだけという制限がありました。

そして 2002 年、ここでやっとパソコン要約筆記の養成講習会という形でやっとパソコンが出てきます。同じ年に手書きの要約筆記の個人派遣の範囲が教育関係、医療に拡大されました。パソコンの要約筆記の派遣も開始されましたが、派遣の範囲は大会等ということで限定されている状態でした。

そして 2004 年。その前まで県のところでやっていた養成派遣事業が社会福祉法人埼玉聴覚障害福祉会という団体に委託されることになりました。ここで埼玉聴覚障害者情報センターという情報提供施設が設立されましたので、そこが実施主体となり運営をすることになりました。

2006 年以前までは、養成講習会が終わった人には本人に「登録者として活動しますか？」と意思確認があり、「はい、いたします」と言えば登録者になれました。2006 年からは選考試験が実施されるようになりました。

この選考試験に関しては、私たち登録者の方も手話通訳の方と同様、資格試験という形で何か認定の制度を作ってほしいと要望してきた部分もありました。先ほどの神奈川の安田様のお話のように養成の検討会や委員会が立ち上がったというのではなく、いきなり「来年から、試験制度が始まります。受験してください」と派遣元である、埼玉聴覚障害者情報センターから言われ、すごくバタバタと始まった印象があります。

私もこの頃には、3年間登録者として活動している状態でしたので、当然、試験を受ける形になりました。

そのとき受かったのが、手書きとパソコンを合わせて 56 人でした。ただ、埼玉の場合は手書きの登録者とパソコンの登録者を兼任している者がおまして、合格者の中で兼任者は 4 名でした。私の場合、県の登録者になったのは、平成 15 年度からパソコン、平成 17 年度からは手書きも登録しています。私自身も兼任者の立場で活動をしていました。ですから兼任者 4 人の中に私も含まれていました。

あまり関係ないことかもしれませんが、頸肩腕健診というのが導入されたのもこの年です。

そして何年間か奉仕員としての選考試験が行われていましたが、2012年、厚生労働省から出た養成カリキュラムを受けて現任者に対してステップアップ研修を実施。今年度2013年度も同様の研修を行っています。

先ほどの安田さんのお話に比べて埼玉の場合は、新しいカリキュラムや養成研修について、県レベルの養成・派遣事業を担っているところがほとんど準備もしていなかったという現状があります。2011年度にも指導者養成研修は行われましたが、通常でしたら県から参加についての話があるかと思いますが、埼玉の場合は現任で登録している人たちや指導者養成に関わっている人たちに「研修に行ってください」といった話は何もありませんでした。逆に私たちの方がこの状態ではまずいのではないかとということで動いたのです。その年は埼玉から9名、うち1名は政令市のさいたま市からですので実質、県の関係は8名で参加をしました。私自身も参加しました。

指導者研修が終わってからも、その後、次年度以降、どういうふうに養成していけばいいのかとか、また、講習会の回数や時間数に対しても、県や情報センターの方に確認したのですが、県の予算が出るのが2月になるのでわかりませんと言われてしまいました。そうすると指導者の研修会に出た人たちもどういうふうにしていったらいいのか、何年度から新しい要約筆記者カリキュラムで指導されるのか、養成されるのかといった部分もわからないままでした。しかも2月にわかりますと言われてたのに2月を過ぎても結局3月になっても、「まだはっきりしません」というような形で言われました。

2012年、カリキュラムが始まるころになって、埼玉県では102時間分、カリキュラムをすべてやるという形で始めました。それは新規に養成する方たちに対してということで、現任者に対してはステップアップ研修をやりますということでした。四十何時間分ぐらいの研修でした。そして今年2013年の2月に埼玉県の要約筆記者試験を実施しました。

先ほどの神奈川のお話ですと現任者に対しては、実際に現場に出ている者たちなのでどうするかというお話がありましたが、埼玉の場合は、2012年に新カリキュラムの話し合いをしている段階では特に正式な発表はなく、11月ぐらいになってから新しく養成講習会を受ける人たちと一緒に試験を受けてくださいという形になりました。当然、筆記試験も実技試験も面接試験も全部、現任者も養成される人たちも一緒に全員で受けることになりました。

申込者は90人ぐらいいたような記憶があります。合格率は35%程度でした。現在は要約筆記者と要約筆記奉仕員が登録者として派遣に出っていますが、奉仕員の派遣は2年程度で廃止され、その後は要約筆記者だけの派遣になるということです。

2013年度も要約筆記者養成講習会が行われてはいます。それからステップアップ研修もやっています。

それが今の埼玉の現状です。あまり埼玉のいいところではなく、よくないところをお話しているような感じが。

埼玉県のパソコン要約筆記の特徴――

埼玉県のと約筆記全体の特徴から見ていきますと、要約筆記のサークルがすごく少ないです。他県ではサークルがたくさんあるかと思いますが、埼玉県では手書きでも把握している限りで4つか5つぐらい。パソコン要約筆記でも主に活動しているのが彩 Caps(さいきゃっぷす)というサークルがあります。あとは派手ではありませんが活動しているところが1つか2つあるようです。

それから埼玉の特徴としては、手話の通訳者たちの団体、全国手話通訳問題研究会(全通研)というのがあり、埼玉には「埼玉手話通訳問題研究会」がありますが、その中に要約筆記の登録者団体が所属していることだと思います。短くして「埼通研」と呼んでいます。その中に専門班のようなものがあり、その一つに要約筆記班というものがあります。手話の団体の中に要約筆記の登録者の団体があるというのはすごく珍しい形ではないか

と思います。

それから、この手話通訳問題研究会の中にあることと関連するのですが、本来であるところの当事者、難聴者・中途失聴者団体の方たちとの交流が少ない。これがすごく問題ではないかと思います。

また、埼玉県のと約筆記者の登録者と市町村の手話通訳を兼務している方が多いのも埼玉の特徴ではないかと思います。県の登録では要約筆記をしている人が、ある市町村に行くと手話通訳として現場で一緒にするということがあります。

養成についてお話しします。

奉仕員を養成していた時代は、聞こえる人たちが講師などを担当する部分では、まず埼玉手話通訳問題研究会に依頼が行きます。そこから推薦の形で選んでいき、その人が担当します。また当事者側である聞こえない方がアシスタントをするという形でやっていました。基礎過程と応用課程に分かれていましたが、基礎課程のアシスタントは県の難聴者・中途失聴者協会の方にお願いして、応用過程では埼玉県の聴覚障害者協会。つまり、どちらかという手話をメインにする方たちをお願いする形がずっと続いています。

「います」と言いましたのは、現在、「者」の養成になっても、まだこの状態が続いているのです。手話をメインとする方たちが、要約筆記、文字をメインとする講習会の指導をしているという形になっています。

またテキストについても、奉仕員のときには、情報センターと講師、アシスタントが、いろんなところから引用してきたものを編集して使っていました。今度は、要約筆記者のカリキュラムになりましたから、2012年度からは養成のテキストを使うようになりました。

講師とアシスタントについては先ほどお話ししたのと同じ形です。今年度、2013年度からは、手書きのほうの聞こえない方が中途失聴者・難聴協会から選出されていますが、パソコンコースは聴覚障害者協会、つまり手話をメインとする団体から出ています。

それから試験についてお話しします。

試験実施の主体は、埼玉聴覚障害者情報センターです。試験審査委員会というものが立ち上がりまして、県の職員のほか、難聴・失聴者協会の方、聴覚障害者協会の方、そして聴覚障害者福祉会。この聴覚障害者福祉会というのは法人格を持っていて、埼玉の聴覚障害者情報センターや県内にある、授産施設や聞こえない方が入所できる老人ホームなどを運営している団体です。それから埼玉県手話通訳問題研究会と学識経験者によって構成されています。この方たちで試験問題を作ったり、当日の面接試験官をしたりして合否の判定をしています。

試験問題については非公開です。ただし自分の成績に関しては試験終了後、半年間はあらかじめセンターに連絡を入れて出向くと、成績が開示されます。

指導する立場から見た問題点——

要約筆記の問題点は、手書きについてどこでも言われてしまっていますが、文字が読みにくい。要約がわかりにくい。要約できていない。途中経過は書けるが、結論は書けない。よく枕詞で「東京の」という言い方をしますが、東京の手書きの要約筆記、特に公的派遣はすごく短く要約していると思います。なので、東京の要約筆記は「何がどうした」というのはわかる。埼玉の場合は「何がどうして」はわかるんだけど、「どうした」が抜けることが多い。足して2で割れないかなということがあります。それから法律の知識不足とか、社会福祉事業の担い手であることの自覚が足りない人がいるかなと思います。

パソコンについて、これも共通かもしれませんが、入力が遅い。連携入力に慣れてない登録者がいる、これは相手の入力を見ていないのですね。要約ができない。あと、埼玉の場合は団体にしか派遣していませんので、

対人援助の部分で弱い。また、登録者の人数が少ない、増えないということもあります。

指導する立場から見た問題点としては、どうしても養成講習会の申し込みが少ない。開きますよといっても申し込みが少ないときには、手話サークルを中心に呼びかけをします。なので数合わせで受けるという方も多いのです。

パソコン要約筆記の場合は募集要項で入力速度の基準はありますが、実際にはそんなことを言っていないので、入力できなくても参加していただいでしまう。そうすると、入力が速い人と遅い人の差がすごくあって、1分間に30文字しか打てない人もいる反面、200文字以上打てる人もいるとなると指導が難しくなる。

カリキュラムについて思うこと——

奉仕員のときは自分も奉仕員講習を受けて登録者になったので、指導する側としても今まで受けた指導を思い出してできたのですが、「者」になってからは、自分がそのカリキュラムを消化していないままやらなくてはいけないのでいつも悩んでいます。カリキュラムについて思うことは、今日の後半でも時間があればお話ししたいと思います。

先ほど長谷川先生もおっしゃっていたように座学が多いということは私個人も感じています。それをどうにかするためになるべく実習を入れようとしています。また、指導者養成研修でなるべく順番どおりになるようにやったださいと言われますが、それも難しい部分もあるので、場合によっては変えて、効果的にできる方法があるのではないかと、変えてもいいのではないかなとも思います。

新しいカリキュラムについては、いろいろなことを広く浅く、体系的に学習ができる点がいいなと思っています。けれども要約についての部分は、確かにノウハウはこんなふうですよと示してはくれているのですが、なかなか難しいかなと思っています。

全文か要約か——

パソコンに関して、自分自身がわからないまま聞こえたままにパーっと入力してしまうと、1つのスクリーン、1ステージで、あまりにもマル(句点)がなくだらだらした文になります。かといって全文ではないところが問題なのかなと思っています。

指導者養成研修ではすごく要約ということ強く言われました。一文を15字くらいに何としてもまとめようという方がやはりいます。そういう形で指導している方もいます。果たしてやり過ぎていいのかどうかということもありますし、そもそも無理に要約すると本来の意味が変わってしまうので、それについてやはり現場で衝突することもあります。これについては、皆さんのご意見をお聞きしたいと思います。

要約するか全文にするかは、自分自身はどちらも必要だと思っています。利用者から「今日は要約して」とか「なるべく言葉とおりに入力して」言ってくだされれば、それに対応できるように努めています。「できてます」と言えないところがちょっと申し訳ないです。ただ、無機能語のようなものまで全部と言われてしまうと、ちょっと厳しいかなと思います。

なぜならば、自分自身が聞いている段階で、すでに無機能語や言いさしなどはカットして理解しているからです。ここをあえて、拾って入力するとなると、頭を切り替えなくてはならなくなるので、私としては難しいです。

連携入力か一人入力かということも、自分自身としてはどちらもやっているもので、限定する必要はないのではないかなと思っています。

【丸山氏に質疑応答】

長谷川／連携入力か一人入力か限定する必要がないという話がありましたが、実際に現場で情報保障するときには連携入力が多いわけですか？

丸山／全部、連携です。講習会では連携を中心に行っています。

■ミニ講演3 長田恵氏(要約筆記者)

こんにちは。栃木県の宇都宮市からまいりました長田と申します。私は現在、宇都宮市を中心にパソコン要約筆記活動を行なっております。今回のお話をいただいたときに、この場に立つかどうかとても悩みました。でも、もし同じように考えている皆様がいらっしゃるのであれば、情報を共有することによって、少しでも前に進むことができればと思い、思い切って、こちらに立たせていただくことにしました。発表というよりも今日は皆様からいろいろな情報やアドバイスをいただければと思っています。このような場は慣れていないためとても緊張していますが、どうぞよろしくお願いします。

ある聴覚障害者の思い——

初めに今日のテーマ「文字通訳養成のあり方」。私たちがどのようなパソコン要約筆記活動を行っているのかについて、お話しします。

現在、私たちの地域の情報保障は、大きく要約した情報がほしいときや移動を伴う場合は手書きの要約筆記、なるべく情報がたくさんほしいときや大きな会場のときなどはパソコン要約筆記というように、利用者の皆さんが使い分けられているように思います。

今、私が所属しているサークルの立ち上げの当初の頃、県内のある聴覚障害者の方からこんな言葉をいただきました。

「健聴者が聞こえている情報をできるだけ多く入力してほしい。読み切れるかどうかということではなく、その中で自分が欲しい情報を選んで読んでみたい。健聴者が音を自然に聞き流しているように、私は情報を読み流してみたい」と。

もし私が急に耳が聞こえなくなったとしたら、きっと同じことを思うだろうなと思いました。健聴の私にとってこの言葉は、とても心に響き現在の活動につながっている言葉です。

私たちの地域で、手書きの要約筆記を利用している方などは「要約をした文章がいい」と言われます。また、パソコン要約筆記を依頼される利用者は「なるべくたくさん情報がほしい」と言う方が多いため、なるべく多くの情報を提供できることを目指して、現在私たちは活動を行なっています。

連係入力の実例——

では、私たちが行なっている連係入力とは、どういうものか。

今日お越しの皆様は、ご存じの方が多いかと思いますが、まだ連係入力を見たことがない方もいらっしゃるかと思うので、少し連係入力の画像をお見せしたいと思います。

【動画】

今ご覧いただいたように、1人がどこまで入力するかという決まりやルールはありません。話し手のスピードとペアの入力速度・自分の入力速度を考えながら、おたがいに息を合わせて入力し、1つの文章にしていきます。

このように音声を聞きながら2人で文章を高速入力していくので、個人の技術はもとより、ペアで連係を合わせていくという高度な技術が必要となります。そのため、現在私たちは連係入力の練習や、なるべくリアルタイムに

表示できることを目指して日々練習を行っています。

地域でのパソコン要約筆記者の現状——

次に、私たち地域のパソコン要約筆記者の現状についてお話しします。

昨年度、県や市で要約筆記講習会が開かれなかったということもありますが、なかなか活動できるパソコン要約筆記者が増えないという現状があります。その原因として考えられるのが、県内でのパソコン要約筆記の認知度が低いということもあり、公的機関や行政関係の方などでもパソコン要約筆記を知らない人も多くいらっしゃいます。

2つ目としては現在、入力用のパソコンや周辺機器は個人負担、個人のものを使用しているため、入力用のパソコンが壊れてしまうと、経済的に次のパソコンの購入が難しいと続けられないという状況があります。

3つ目は、現在、県や地元の市などでは派遣制度が設けられていますが、パソコン要約筆記の派遣依頼が不定期なため、安定的な収入を求めて辞めていく方や、親の介護など家庭の事情で辞めていく方もいます。

ある程度、時間と経済的余裕、またボランティア精神がないと続けられないというのが、私たち地域のパソコン要約筆記者の現状となっています。

では次に、栃木県のパソコン要約筆記の講習会について紹介させていただきます。

栃木県では、平成14年度からパソコン要約筆記奉仕員養成講座が基礎課程32時間、応用課程が20時間として始まりましたが、平成24年度は要約筆記者への移行時期ということもあって講習会は開かれませんでした。

そして平成25年度から、94時間のカリキュラムで要約筆記者養成講習会が始まり、講習会修了後は、全国の統一試験を受けて、合格者が県に登録し要約筆記者として活動ができることになりました。

指導者養成講座で感じた疑問——

昨年度、私は要約筆記者の指導者養成講座で、一人入力中心の徹底したそぎ落としや要約技術を学んできました。一人要約入力は必然的に、連係入力よりもかなり情報量が少なくなります。また、「共通概念は入力してはいけない」とか、「要約筆記は概念を伝えるもの」「手を止めて入力しないのは要約技術」「言葉の置き換えをしてよりわかりやすく伝えましょう」などの講義を受けて、かなりの衝撃を受けました。

手書きの要約筆記であれば、話すスピードに比べて書くスピードが追いつかないため、この方法は納得できず、とても良い内容だと思います。ただ現在、パソコンではタッチタイピングの速い入力者も増えてきているため、「もっとたくさんの情報を入力することができるのに、なぜ手を止めなければいけないのだろう。もしかすると、手を止めた部分の情報を利用者の方は欲しいかもしれないの。」と思いました。また、パソコンではある程度、話し手の言葉そのものを使って伝えることができると思うのですが、「なぜパソコン要約筆記も大きく言葉の置き換えが必要なんだろう」と感じました。

利用者の方は、「要約筆記者が手を止めた部分にどれだけの情報があって、どのような内容だったのかわからないのではないか」「要約筆記者が置き換えた言葉を見て、話し手の言葉としてとらえているのではないか」などと感じました。

地元の多くの利用者が望んでいる情報保障と指導者養成講座の内容は異なったため、修了後、「これから地元での要約筆記者講習会は、どうすればいいだろう」と真剣に考えてしまいました。

私たちの地域では連係入力での情報保障を行っていますが、今年度から始まった講習会では一人入力を中心です。今までの講習会では、ある程度、連係入力の時間をとることができたので、修了後サークルに入り、

そのまま現場での連係入力にスムーズにつなげることができましたが、今年度から、講習会后すぐに、連係入力を行うことができなくなりました。

地域の養成の問題点――

今年度から全国統一試験を導入することになりましたが、試験は難しいと聞いています。その試験を合格した修了生が、私たち地域の要約筆者になった場合、どういう問題点があるのかについてお話しします。

先ほど話した通り、現在情報保障活動は連係入力を行なっていますので、試験合格後、パソコン要約筆記の活動を行うために、修了生はさらに連係入力を学ばなければなりません。では、その連係入力は誰が教えるのかという問題が出てきます。私たちの地域の現状を考えると、県内のサークルが教えるようになるかと思いますが、現在サークルでは派遣活動、技術アップの練習、サークル運営、講習会講師やアシスタントなどの活動を限られた人数で行なっているため、連係入力を最初から長期間かけて教えるということになると、さらに負担が大きくなるのではないかと思います。

また県内ではパソコン要約筆記の認知度が低いということがあるかと思いますが、栃木県の講習会受講生は毎回少なく、今年度のパソコン要約筆記の受講生は4名となっています。今までの状況をみると、閉講式の日まで残るのは半数程度、さらにサークルに入って活動するのは、その半数という年もありました。

現在、活動しているパソコン要約筆者数も多くはありませんが、さらにいろいろな事情によって続けられなくなってしまつと、今後地域でのパソコン要約筆記活動が続けられなくなるのではという不安もあります。

ニーズに合わせて要約入力も連係入力もできる要約筆者に――

今まで地域の現状や問題点をお話しましたが、これらのまとめとして、地域の現場に則した内容を講習会に取り入れて、修了後すぐに現場に対応できる要約筆者を育てられる講習会ができればいいなと思っています。

以前、文字通研のメーリングリストで紹介いただいた「要約筆記を考える会」のテキストを拝見しました。こちらは修了後、連係入力の現場に対応できる内容になっているなと思いました。

もしこちらのテキストで講習会をやられているところがありましたら、カリキュラムや時間数など、参考までにお聞かせいただければと思います。

「今年度から始まった県の講習会を変える」ということは、とても大変なことだと思います。そのため、「まだ要約筆者講習会が始まっていない中核都市などで、何か違う方法で出来ないか？」など話し合っていければと思っています。もし皆様の地域で連係入力中心の講習会をされているところや、先ほど神奈川のお話をお聞きして、とてもいいなと思いましたので、後ほどお話を聞かせていただければと思います。

それから、全国統一試験ではなくて、県や市で独自の試験を取り入れている地域などがありましたら、ぜひ教えていただければと思います。

最後に、私の個人的な考えになりますが、「一人要約入力がいけないもの、ダメなもの」というものではなく、「要約入力でも連係入力でも、利用者のニーズに合わせてくれる要約筆者になればいいな」としています。

今、行われている講習会のように修了後、地域の現場とのズレは地域にお任せというようなものではなく、また「一人入力だけ」と固定することでもなく、各地域の現状を考えて、カリキュラムに幅があっても良いのではと思っています。例えば、今使っているテキストの「基礎・応用」の上に「実践」のようなものを設けて、地域に合わせた連係入力が学べる場があればいいのではと思っています。

本日は私のつたない話をご清聴いただきありがとうございました。

■閉会の挨拶(森芳江 副実行委員長)

皆さん、お疲れ様でした。いかがでしたでしょうか。埼玉、神奈川、栃木の講習会の様子をお聞かせいただき、とても勉強になったと思います。ぜひ地元を持ち帰って、学習していただければと思います。

私、一つ感動した部分があります。栃木の聴覚障害者の話です。聞こえる人が自然に耳から入る言葉を文字で見たいという気持ちは、私も昔から思っていたんです。皆さんも同じだと思いますけれども、全部は読めないから要約でいいという問題ではないですね。読めるか読めないかは自分で選択する。読めないから要約していいということではないと昔から思っています。

利用者は原文がわからないので、たぶん要約で出されたものを見て、信用して読んでいると思うんですが、本当はたくさんの言葉が話されていると思うんです。そういう部分を私たちも健聴者と同じように読める状態は、これから本当に必要になると思います。

講習会を神奈川のように柔軟性を持たせたやり方は、いろいろな面で学ぶことが多かったと思います。これからもお互いに力を合わせていけば、もっといい内容で、利用者も満足できるパソコン要約筆記者が養成されると思いますので、頑張っていきたいと思います。今日はありがとうございました。

3名の講師の方、手話通訳者、パソコン入力者の方、お世話になりました。ありがとうございました。

以上